



文 部
時 報

7 月 号
第 874 号

特集 文化財の保護

- 文化財の保護 竹 内 敏 夫... 2
文化財保護法の構想と要点 岸 田 実... 12
文化財保護法私見 藤 島 亥 治 郎... 22
文化財保存行政の沿革 武 井 貞 賢... 30
坂 元 正 典

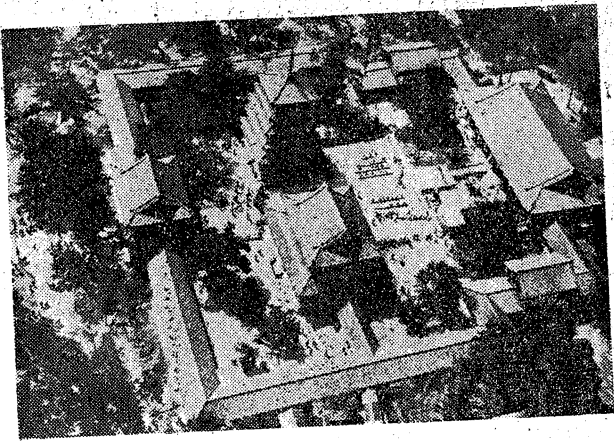
- 教育職員免許法および同法施行 アメリカの州立大学.....
法の一部改正について..... スランセス・...42
..... フリードマン
..... 上 野 芳 太 郎... 32

- 随 筆 学科目の影響 文部省著作ローマ字教科書の
..... 福 田 清 人... 40 修正について... 細 井 房 夫... 74
文化財保護法 46 文部日誌..... 45
..... 重要通達事項一覧表 80

文化財の保護

文化財保護法について

竹内敏夫



法隆寺西院全景

一 いままでの文化財保護制度

明治維新のち、わが國は、西歐各國に對し、經濟、政治、技術その他各方面の後進性をうち破るため縣命の努力をはじめたのであるが、わが國固有の文化、その他の傳承に對しては、勢い、爲政者のみならず一般國民もまた、批判と自覺をおろそかにしたのであ

り、貴重な古文化財は旧弊打破の名目の下に續々と葬り去られようとしたのである。しかし、明治政府もやがてその弊の過大に驚き、明治四年、太政官布告を出して、対策を講ずることになった。古器舊物保存方すなわちこれである。

「古器舊物保存方」は「古器舊物ノ類イ古今時勢ノ變遷制度風俗ノ沿革ヲ考證シ候爲メ其不少候處自然厭舊競候流弊ヨリ追々遺失毀壞ニ及ヒ候テハ實ニ可愛惜事ニ候條各地方ニ於テ歴世藏貯致シ居候古器舊物類別紙品目ノ通細大ヲ不論厚ク保全致事」としており、その品目は、きわめて廣はんに及び、しかも「古器物ハ上ニ神代ヨリ近世ニ至ル迄和品舶來ニ不拘」としていたから單に民族固有の文化財に限定されていなかったのである。しかし本布告も結局は、たゞ品目並びに所藏人名をくわしく記載して地方官廳から差し出すべきことを命ずるにとどまっていた。

明治三十年に制定された古社寺保存法に至って、保存法規ははじ

めて法的形態を整えるに至った。同法の制定は、明治二十七八年戦争後、急激におこった民族的自覺によるものであって、欧化の美名のもとに久しく荒廃にまかせてきた古文化財に國民が再び愛情の目をひらいた結果である。同法は一方、その建造物および宝物類を維持修理できない古社寺には、保存金を與えらるゝとともに、他方、社寺は博物館に國宝を出陳する義務あるものとして、保存および公開という文化財行政の二原理を既に採用しており、この点、注目に値

点にある。この調査権、環境保全、権限の一部地方委任は、いずれも今次の文化財保護法において、文化財一般に關し、ある程度これをとり入れて規定している。

文化財保存制度は、昭和四年の國宝保存法および昭和八年の重要美術品等の保存に關する法律によって急速度の進歩を示すに至った。

國宝保存法には、その前身である古社寺保存法と比較して、およそ次のような改訂が加えられている。すなわち(1)特別保護建造物、國宝と打って一丸とし、すべてこれを國宝として扱った。(2)從來、社寺有の物件だけを國宝に定めうるものとしたが、本法は、その所有者が個人、公共團體、あるいは國のいづれであるを問はず、すべての建造物、宝物その他の物件で特に歴史の証徴、または美術の模範となるべきものは、國宝に指定しうることにした。(3)個人所有のものも、國宝は原則としてその海外搬出を禁じた。(4)補助金、補給金として國庫から支出すべき金額について、一定額の經常支出額以外に臨時支出の道をひらいた。(5)國宝の等級を廢止した。(6)個人所有等の國宝を認めたため、所有者変更の場合、届出主義をとった。(古社寺保存法は処分をすべて禁止していた)。(7)神社または寺院所有の國宝については、処分には許可主義をとった。(8)國の所有する國宝の処分には文部大臣の同意を要することにした。(9)維持修理の補助金は、原則として神社または寺院に對してだけ交付するが、それ以外のものにも例外的交付の道をひらいた。なお、文化財の活用については、博物館等への出陳制だけを規定していることは、古社寺保存法と異なる。

近代文明の發達は、いたる所において古い文化と自然との破壊を伴う。文明は、合理的、技術的精神に従って、それ自体の發展を行うからである。わが國においても、既に明治以來、この点、しばしば問題とされてきたのであり、古社寺保存法の附則第十九條は、同法を名勝旧跡の保存に準用する旨を定めていたが、大正八年にいたって史蹟名勝天然紀念物保存法が新たに制定されることとなった。同法において注目すべき点は、(1)仮指定の制度を設けたこと、(2)調査権を認めたこと、(3)現状變更の制限の規定を設けたこと、(4)環境保全の規定を設けたこと、(5)権限の地方委任を認めたことなどの諸

以上の諸点のうち、本法が古社寺保存法に對して法律的に大飛躍

なお、結局は政治的要因に数りべきものとして、財産税その他の高率課税の重圧をあげなければならぬ。財産税その他個人所有者が手放したおびたしい古美術品のうち、やみに流れて所在不明となったものは、その当時だけで、三千余点とさえ傳えられ、そのうちには、國宝、重要美術品等も数多く、しかもそのあるものは、むざむざにも寸断されて出るなどという悲劇をみることもあったのである。

(三)法隆寺金堂の炎上……終戦後、國民に最も強い衝撃を與えたものとしては、法隆寺金堂の炎上による壁面の焼亡に及ぶものではないであらう。ハーヴァード大学のウォーナー氏の好意ある折衝によって、せっかく戦時、爆撃および焼い、の範域外におかれ、無事、守られてきたこの飛鳥藝術の精髓がかくもはかなく失われようとはたれが考え得たであらうか。われわれは、ここに事件の詳細や、失火原因の所在等を立ち入って述べる余裕をもたない。しかし、見方によつては、この災厄は決して單なる偶発的の事故とは認めがたい。すなわち、われわれはそこに事件の背景、ないし遠因を指摘することができるのである。第一に、法隆寺事件では、文化財所有権と保護行政との対立を見ることができない。文化財所有権と保護行政との対立は、個人所有の場合、最も端の端な姿をとる。ただし、個人所有の文化財は、國宝ないし重要美術品の指定ないし認定をうけた瞬間、保護行政の対象となり、いろいろの公法的制約をうけるだけではなく、副次的には、課税上、たちまち高額評價を免れず、もし、政府から修理その他について補助金等をうけることがなければ、文化財所有権に対する制約は、他の所有権に比してあまりに過重であると認めなければならぬからである。しかしこの対立は社寺につ

た複雑不透明なものであったことはひとまずおくも、従来の保存行政機構自体がはなはだ弱体、かつ、不合理なものであった。文部省におかれた一課がこの重要かつ廣はん行政事務を管掌していたのであるが、(一)文化國家の呼称といかにへだたることか、(二)その具体的事務を担当すべき技官は、別に國立博物館員として國立博物館長の指揮下に置かれたものである。このような組織では、一方修理保存行政が、統一性、能率性を欠くとともに、本来、収集展覽事業に専念すべき博物館の本質もまた、きわめてあいまいなものとなり、いきおい、國立博物館自身も異質的事業の混在によって、円滑な事業の遂行が阻害される傾向が生じたのである。

法隆寺事件の背景としては、もとより以上述べた二点につきるものではない。政府の修理予算の貧困(そのため、修理工事は必要以上、繰り延べられてきた。しかしまたこれを昭和二十四年予算に徴すれば建造物の全修理予算六千万円に對し、法隆寺は三千万円の修理費が與えられている。)もまた、重大なる原因の一つであらう。しかし、いづれにしても、戦後のほげしい社会的經濟的変動は、從來、文化財保護行政に伏在していたいろ／＼の問題を仮借なく表面に押し出したのであり、法隆寺金堂の炎上は、いわばその最悪の事態において発生したのである。

三 文化財保護法の立案

な戦後、次第に増大する文化財保存の危機は、ついに法隆寺事件においてその頂点に達した。今、文化財保護制度に関連する諸問題を整理すれば、およそ、次の諸点に帰着するであらう。(1)文化財保護に関する諸法の批判：わが國の文化財保護に関する法律は、上述の

いても起り得ないのではない。たゞ、上述のように社寺の、わが國法律上の特殊地位と、維持修理の補助金をうけるものは、おゝむね社寺であつたことなどの事由によつて、この対立は激化した姿をとらなかつただけである。ところが、法隆寺においては、信仰問題を契機として、対立が常に保存工事に大きな障害となり、ひいては事件の一連囚ともなつたごとくである。すなわち金堂は一方においては信仰の道場であるとともに、他方それは最も恵まれた環境におかれた、たぐいまれな美術館でもあつたのである。信仰は文化財とこのにおいて深く相融合するとともに、文化財保存行政の立場におかれると、兩者の対立は、さけることができなかった。寺院側が信仰的立場においていろ／＼の主張を固執したのも、結局は金堂所有権に基くものであつて、たとえ、國宝保存法施行令によつて、政府は補助金の交付をうけた國宝の維持修理については監督権を有するとはいへ、この監督権をもつて寺院側の所有権、および、それにもとづく諸主張を絶對的に抑圧することは實際問題としては許されない關係にあつたのである。(附言すると、宗教法人が修理につき國庫補助をうけながらあまり強く自己の宗教的立場を主張することは問題なしとしないであらう。すなわち憲法第八十九條には宗教團體に對する公金の支出制限の規定があるからである)。要するにこの対立は、文化財保護行政の根本問題の一つであり、戦後、個人所有の物件に關して最も問題となつたが、法隆寺事件は宗教法人についても結局は、同様に考慮せられるべきことを示したのである。この対立をいかに調和すべきかは、保護立法上最も検討に値する問題であらう。第二に、われわれは從來の文化財保護行政機構の不明確を指摘しなければならぬ。法隆寺の保存修理の事務機構が常識を越え

とあり、三つの法律からできているが、そのうち「重要美術品等の保存に関する法律」は、國宝の仮指定法であつて、その主たる目的は單に海外搬出の制限にすぎず、いづれにしても國宝保存法と総合整理されるべきものといわなければならぬ。次に「國宝保存法」および「史蹟名勝天然紀念物保存法」も、その法的対象において、また、これに對する法的保護態様において、あるいはせまきに失し、あるいははぶくぶんであり、また、これらの三法律は、はたしてこのように個別的に規定せられるべき必然性ありや否やが第一に疑問であるといわなければならない。かくして、從來の三つの法律の統一・整理・修正がまず問題とならなければならない。(2)文化財保護行政の批判：以上の三法を基礎として実施されてきた文化財保護行政は、その指定ないし認定をめぐつて多くの批判(たとえ、指定ないし認定物件の過多)をうけていたのみならず、保護行政の非能率性、その他についても各方面から論議を免かれなかつた。かくして、必然に文化財保護行政機構の批判：が日程に上らざるを得ない。これらの諸点に関連して、さらに(1)新憲法の制定による法原理の轉換、(2)文化財所有者の經濟的地位の變革、(3)長期の戦争による文化財事情の變化、(4)國際形勢の變轉等が、批判の立場をなはだしく複雑困難なものとした。

法隆寺事件が突発するや、事態の重大性にかんがみ、國會自身、この難問題の解決に當ることとなり、あたかも衆議院は議員改選の直後であつたため、かねて文化財保護に深い関心をよせてきた參議院文部委員会は、たゞちに現地に調査班を派遣し、法隆寺において、關係技官と、保存制度についていくたびか討議を重ねた。昭和二十四年一月のこれらの現地討議のノートから文化財保護法の立案

が充足したのである。

法案の作成を国会立法の形式による以上、また、文化問題の複雑かつ困難な特性にかえりみて、参議院文部委員会は立案の当初から世論と最も密接な接触を保とうとしたのである。すなわち学識経験者、国宝重要美術品の所有者、関係当局者等を国会に招いて、立法方針、改正要綱等についていくたびも懇談会を開くとともに、近畿・九州・東北・東海・関東・四国・北海道等、ほとんど全国にわたって議員派遣を行い、各地の文化財保存状況の視察、世論の聴取に努めた。その間委員会はいくたびも草案を改訂発表して、世論による具体的な批判をもとめたのである。ことに第五国会に「文化財保護法案」として提出した法案は、不幸、審議未了となったとはいえ、その内容が新聞紙その他によって一般に周知徹底したため、期せずして各方面からほとんど遂條的な批判、助言の諸願書・陳情書・意見書が殺到することとなり、いわば最も大規模なかつ最も効果的な公聴会の機会を得たわけである。ことに近畿諸府縣の教育委員会・古文化保存会・国立博物館職員組合・日本学術会議等からの熱心かつ詳細な批判、および全国諸新聞の本法案に関する論説等は、本法が原案を改訂すること約十回に及んだ重要な契機をなすものといわなければならない。

四 文化財保護法の成立

文化財保護法は、このように、その制定にとりかゝってから成立に至るまで、いくたびも改訂を加えたため、法案内容の修正に伴って、その名称自体もいくたびか変えられた。すなわちその第一次案では「国宝保存法」の修正をまず考慮したため、「国宝保存法」修正案と

して出発し、第二次案では「文化財保存法」となり、第三次案以後は一貫して「文化財保護法」の名称をとってきた。「国宝」を「文化財」と変更したのは、法の対象が国宝の外、重要文化財・史跡名勝天然記念物・無形文化財等へ拡大されたためであり、「保存」を「保護」と変更したのは、本法が保存とともに活用を従前に比して重い比重において採り上げたため、「保存」という用語は、法の実体に比して狭きに失するのみならず、さらにまた政府、地方公共団体および国民一致の努力によって国宝その他の文化財を守って行こうという本法の基本的意図を名称に内包させるため、「保護」という表現をとることが適當であるという結論に達したからである。なお「文化財」という用語が、無形文化財や、天然記念物を含みうるかどうかという論議も本法の制定過程において行われた。

昭和二十四年五月二十一日、幾度も改訂を加えられた法案は、田中耕太郎氏外、十一名の発議の下に第五国会に提出され、参議院文部委員会および本会議を通過したが、衆議院を通過するに至らずして国会閉会となり、審議未了に終わった。同案は七十五箇條から成っていたが、従来の保存法規に対して、(1)「国宝保存法」と「重要美術品等の保存に関する法律」を廃止して、その統一化をはかり、(2)文化財保護行政官廳として新たに委員会制度を設け文部省の外局とし、これに事務局を付置し、本来の事業に専念するよう改組された国立博物館と研究所とをその付屬機関としたこと、(3)保護対象を有形文化財と無形文化財とし、前者を国宝および重要文化財の二段階に分けたこと、(4)実体的な保護規定を新たに加え、また整備したことなどにおいて格段のくふうが加えられている。しかし、立案にゆるされた日数が短期間であり、また従来の法制と根本的に態様を異にし

た点多く、衆議院と検討を要するものがあったことは否定できない。

その間、衆議院文部委員会もまた、同年八月、「重要文化財保護法案」を作成した。同案は八十九箇條からなり、根本趣旨において、審議未了案の大綱に沿ったものであるが、従来の国宝、重要美術品に加えて、無形文化財、さらに史跡名勝天然記念物をも、すべて、「重要文化財」に一元的に統括しようという思い切った試みが見られ、法的対象において、確かに統一性は與えられるが、相当本質的に異なるものをもつ、これらの諸対象を一括し、同様の法的保護措置を加えようとするものの、いさゝか無理なことは否定し得ないところであろう。また、委員を無報酬としたこと、調査権、免税その他の財政上の特例措置を規定したことなども、参議院案に対する相異点、ないし特異点としなければならない。

他方、参議院文部委員会も、第五国会閉会後、原案に寄せられた世論の批判その他を参考として引き続いて法案の改善修補に努め、さらに衆議院案をも採り入れ、両院文部委員会の協議にもとづいて、第七国会に再び法案を提出した。すなわち山本勇造氏外十八名発議の「文化財保護法」は二十五年四月二十五日、二十六日にわたって、文部省委員会および本会議を通過、次いで衆議院において、最末尾の、地方税法一部改正に関する第三百三十一條の一箇條を削除の上、修正可決、結局、同法は国会を通過、その成立を見ることになった。本法は五月三十日公布、この公布の日から起算して三箇月こえない期間内において、別に政令をもつて、施行期日が定められることになっている。

五 文化財保護法の立法趣旨

文化財保護法は、本文七章百十二箇條および附則十八箇條、計百三十箇條から成り、廣はん内容をもつ、わが國文化財保護の総合的統一法である。本法の施行に伴って従前の文化財保護に関するすべての法規は廃止される。(ただし「重要美術品等の保存に関する法律」だけは、現在、同法によって認定されている物件についてだけ、なお当分の間、その効力を有する)。

さて本法は、その内容から見ると、およそ、二つの部分に区分される。第一は、保護行政機關の設置法的部分であって、従来、文部省設置法の中に規定されていたものが、こゝに移されているのである。第二に保護行政行為に関する部分で、いかなる文化財が、いかにして保存せられ、また、いかに活用せられるかという方面を規定した部分である。従來の保存法規は、この部分において、すべて統一的に規定せられ、さらに、従來、はっきりした規定がなく、あるいはぜんぜん、規定がなかった埋藏文化財、國家の所有する重要文化財、無形文化財についても新たに多くの規定が設けられている。

さて本法の目的は一体、どこにあるのであろうか。第一條は「この法律は、文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もつて國民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢獻することを目的とする。」と規定している。こゝに掲げた立法目的の規定は、もとより、従來の各保存法規にはその例がないばかりでなく、その内容においても、おそらくは従前のそれらに内在していたと推断されるものに対して、かなり根本的な展開を示していることを認めなければ

ばならない。

人世観、ないし、世界観は、これをおまかに分ければ、人格主義的ないし個人主義的世界観、文化主義的世界観、団体主義的ないし國家主義的世界観の三つとなるであろう。これらはそれ／＼個人の人格価値・作品価値・団体価値のいずれをもつて最高価値とみなすかにもとづいてのである。すべての法律は、その目的ないし、理念においてこれらのいずれかに立脚せざるを得ないのである。文化主義的世界観は、人世ないし、國家の最高課題を文化的活動およびその所産にもとめる。したがって個人の価値は、文化所産に関する活動に寄與する程度により、また、國家の価値は、その内包する文化所産の多少によつて測定される。文化財保護法は、上述のとおりその目的の一つを「文化財を保存すること」におくのであるから、文化主義的世界観に、まずその基調の存することは明らかであろう。

しかし本法のとらんとする文化主義は、文化財保存主義、すなわち保存のための保存という消極的文化主義ではないのである。すなわち本法が、文化財の保存に努めるのも、保存と活用とが相伴つて行くことをねがっているのである。文化財の保存は、文化財の活用による「國民の文化的向上」、文化的活動の刺激という、より高次の積極面に奉仕しなければならない。この立場は新憲法の立脚する基本原理の一つである民主主義とも合致するのである。すなわちそれは文化の民主化に外ならないからである。しかしこのような文化主義は、決して文化至上主義を意味するのではない。「國民の文化的向上」とは、憲法第二十五條の「文化的生活」と同じく、一切の生活範疇にわたる人間の理想追及の生活をも意味している。すなわち作品価値はもとより、人格的教養の向上、人格価値もまた当然そこに

志同されることになる。すぐれた文化的作品、また文化的活動は、人格的教養の向上に資する最も良き手段の一つといふのである。

団体主義的、あるいは國家主義的世界観によれば、作品価値および人格価値は、いずれも団体価値に從屬する。文化、および人格はそれ自体としては絶対価値をもたず、國家に對する奉仕いかに、國家的榮譽の増進に寄與するや否やによつて、傳來的価値を賦與されるものにすぎない。したがって極端な國家主義ともなれば、文化的所産もまた、國家的威力を發揚する一手段にすぎず、いわゆる文化的帝國主義が成立する。もっぱら文化財の輸出または移出の制限を目的として制定された「主要美術品等の保存に関する法律」が、文化的鎖國主義をとり、國家的榮譽保持のため文化財を國內に留保せんとする國家主義的文化観の上に立脚したものであるとは、もとより考えられないであろうが、同法、並びに「國宝保存法」第三條の輸出または移出の制限規定の運用は、從來、いささか嚴格に失したきらいなしとはしない。

そもそも文化の本質を考慮すれば、たとえばわが國が世界に誇る数多くの古文化財は、いずれも大陸文化の強い影響のもとに生れたものであつて、すぐれて個性的な國民文化はど、かえつて世界文化との深い交流から生れることを考えなければならない。眞の國民文化とは、個性のゆたかな文化的國民が、世界文化との自由な交流によつて觸発され、ひたすら普遍的文化價值を追求した過程において、おのずから生れた独自の特色ある文化的所産の集積の總称であるといわなければならない。

したがって、文化財保護政策も、眞に個性ある國民文化の維持発

展をめざすならば、文化の自由な國際的交流をはかることが、必要な條件でなければならない。文化的帝國主義は眞の國民文化の生成を促すみちではないのである。しかし、また、文化財は、そのうまれ出た國において、それをとりまく環境と風土において、また、それを生み育て、きた國民によつて、最も正しく、最も深くその價值が理解され、その効用を發揮せうるものである。かつ國民の文化的向上に資するためにも、まず國民が常にたやすくその文化財を觀賞しうることができなければならない。ところが文化財は、また、その國際的、普遍的價值のため、經濟的にも高く評價されるのは当然であつて、かわせ關係、その他の原因による國際的投機商品化の危險を常に伴うのである。この意味において國際關係においては、文化財の國內的留保政策は、一國の文化財保護政策の先行條件とならなければならない。

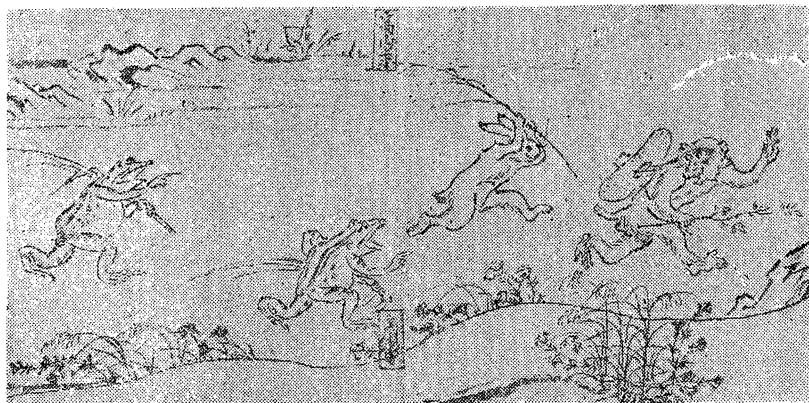
要するに文化財は、廣く文化主義的見地にたてば、その保存場所は特定の國家内に限定せられるべき理由なく、むしろ世界的分散こそ、最も安全な保存方法でもあらう。しかし文化財の背景に存する深くして強い、國民的、國家的つながりもまた無視しえない。かくして文化財保護政策には、文化主義的基調に對し、國家主義的考慮をも加えなければならないことになる。ことに戦後のわが國においては、後者を強調すべき多分の理由があるのである。いかにして、また、いかなる程度に兩者の正しい調和をもたらすべきかは、委員會にゆだねられた行政的裁量にかゝっている。したがって本法は、委員會に文化の本質に對して高い識見をもとめ（九條）、また、國民文化の向上のため、文化財の國際的交流の道を設け、その妙味ある運用を期待しているのである（四十四條）。

要するに本法は、その立法理念において、文化主義に立脚する。しかしそれは消極的な文化保存主義ではなく、國內的には公開、國際的には文化財の交流、外人の來觀招致等、いろ／＼の活用面を媒介として、國民の文化的向上、世界文化の進歩に寄與せんとする積極的文化主義である。新憲法にいわゆる「國際社会において名譽ある地位をしめる」ことも、かくしてはじめて可能となるであらう。

（一九五〇、六、五）（參議院文部專門委員）
（写真の法隆寺西院全景は修理前の空中撮影）

文化財保護法の構想と要点

岸 田 実



高山寺藏・鳥獸戯画―國宝―

文化財保護法の法の制定経過および文化財保存活用の文化的意義については、別稿竹内氏の所論によって述べられているので、わたくしは、本法立案の基礎となった基本的構想を、立案審議過程において問題となった諸点に触れつゝ述べ、あわせて各文化財別にその規定の要点のみを概略

説明することとした。

まず本法は、次に掲げる諸点を基本的構想として制定された。

一 本法の対象たる文化財の範囲

本法の対象たる文化財は、審議過程において数次の改変の結果次の三種のものが規定された(二條)。

- (1) 建造物・絵画・彫刻・工藝品・書跡・筆跡・典籍・古文書・民族資料その他の有形の文化的所産で、わが國にとって歴史上または藝術上価値の高いものおよび考古資料――有形文化財という。
- (2) 演劇・音楽・工藝技術その他の無形の文化的所産で、わが國にとって歴史上または藝術上価値の高いもの――無形文化財という。
- (3) 史跡・名勝および天然記念物――史跡名勝天然記念物と略称する。

史跡名勝天然記念物は、従前の史跡名勝天然記念物保存法の対象とまったく同一である。

有形文化財の限定として「歴史上または藝術上価値の高いもの」としたことに關連して學術資料の保護の問題がある。すなわち、審議過程において日本學術會議その他から、廣く一般學術資料をも保護対象とすべきであるという有力かつ理由ある要望があった。この學術資料とは、たとえば、動植物學における基準標本であるとか、學術文獻として唯一無二の貴重なものであるとか、今後の自然科学發展の基礎をなすものである。歴史資料や藝術上の文化財と同様この學術資料が文化上重要であることは、藝術と科学が文化の二大支柱であることから見て当然である。しかし本法立案に際しては、さし当りこの學術資料は、考古資料および天然記念物を除く外一應除外した。その理由は、學術資料の保存、活用は、本法の対象となつた歴史上または學術上の文化財のそれと相当異なつた方法による必要があり、また歴史上または學術上の文化財に比してその保存状況は、今日それほど憂慮すべき状況にないので、拙速を避け、今後時日を費して慎重研究の上、適切な成案を得べきであるという結論に達したからである。學術資料保護の制度の一日もすみやかに実現されることを切望してやまない。

(4) 次に上述の有形文化財は、本法の適用上(a)國宝および重要文化財(b)埋藏文化財、(c)その他の一般有形文化財に分けられる。

重要文化財は、有形文化財のうち重要なもの(従前の國宝に相当するもの)であり、國宝はその重要文化財のうちでも世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき國民の宝たるものとして特に嚴選されるものである。國宝および重要文化財は文化財保護委員會

(4) 右の有形文化財の定義で「有形の文化的所産」とは、人為の加えられた物体を意味し、通例は人類の精神的作爲によって創造された自然物(たとえば人骨・獸骨等の考古資料のようなもの)も含まれる。また「わが國にとって歴史上価値の高いもの」とは、わが國の歴史を解明する上において価値の高いものを指し、「わが國にとって藝術上価値の高いもの」とは、わが國の國民文化の特質を象徴する藝術ないしはまだ完全に國民文化の特質を象徴するまでには至らぬとしても、現に國民文化に採り入れられ、融合されつゝあり、やがては、國民文化の特質を象徴することが必然である藝術、その藝術上価値の高いものを意味するといふことができる。以上の條件を備える限り、日本民族の創造するものに限りなく、渡來品であつても、他民族の創造するものであつても、本法の有形文化財とすることが妥當である。法隆寺の建築絵画等、正倉院の御物等は中國、朝鮮はもとより、遠くインド、アッシリア、ギリシアの美術の粹を集めたものといわれる。そのうち他民族の手になり、渡來したのもも少くないといわれている。しかしこれらのものは、わが國藝術の源流となりまた國民文化の發展に根源的影響を及ぼし、今日においては、わが國の藝術の精髓を象徴し、またわが國の歴史の解明上きわめて重要なものであることは、なんびとも疑わないところである。

無形文化財の定義で「無形の文化的所産」とは、人類の精神的作爲によって創造された技または技を中心として表現されるものをいう。その他の要件については有形文化財について述べたところと同様である。

によって指定せられ、本法において、最も重要な保護対象としてその管理、修理および活用につき綿密な保護および指導の規定が設けられている。

重要文化財の範囲に関連して審議過程において問題となったのは、西洋美術品である。たとえばロダンの傑作のごとき西洋美術品を本法の重要文化財に指定しうるかが問題となった。この判定の基準については、その藝術上の価値とともに國民文化に対する融合の度合が重要なモメントとして考慮されるべきである。すなわち、わが國の國民文化の特質を象徴する藝術から見て重要な価値があるかどうかによって判定すべきものであって、西洋美術品がこれに適合するか否かは、良識ある文化財保護委員会の現在における國民文化の本質の理解認識を基礎として、また世論の正しい判断によって今後解決される問題である。

埋蔵文化財は申すまでもなく地下に埋蔵されている文化財すなわち人類学・考古学および歴史学の貴重な学術資料たるもので、遺失物法に規定する埋蔵物（動産）たるものが主であるが、土地に付合されているもの（たとえば石器時代穴居跡等）も含む。埋蔵文化財については、その乱掘の防止、合理的発掘、発掘後の帰属関係および処理に関する特別の規定を設けている。

その他の一般有形文化財については、特別に保護の規定は設けないが、文化財保護委員会附属の國立博物館の収集、保管および展覧の対象とされ、また研究所の調査研究の対象とされる。

無形文化財については、そのうち特に重要なものであって、現状のまま放置するときは衰亡するおそれあるものについて、新たに助成を行うとともに、あわせてその公開活用の指導および保護の措

置が規定された。

また史跡名勝天然記念物については、重要文化財と同様文化財保護委員会によって指定され（従前の法律と同様都道府縣の教育委員会による仮指定の制度も存置してある。）その管理、復旧につき保護および指導の規定を整備した。また新たに特別史跡名勝天然記念物の制度を設け、特に重要なものを厳選し重点保護を加えることにした。

当初本法は、國宝保存法の改正として発足したのであったが、その後各方面からの意見を参照し、無形文化財保護の規定を加え、次いで史跡名勝天然記念物を統合し、さらに埋蔵文化財保護の制度を採り入れるに至り、全文百三十條の大法典となったのである。

二 文化財保護委員会の設置

(一)本法は、文化財保護行政の責任機関として文化財保護委員会を設置した。この委員会は、文部省の外局たる合議制の行政官廳であつて（法五條一項）、文化に関し高い識見を有する者のうちから選ばれた、五人の委員で構成される（法八條）。委員会は、独立して職権を行う（法五條二項）。すなわち文部大臣の具体的指揮監督を受けないで、委員会独自の判断により保護行政を運営して行くことになっている。（従前は、文部省社会教育局文化財保存課の僅か十五、六人の職員が行政運営の面に当り、その技術面は國立博物館の調査課、修理保存課を中心とする技術陣営が担当していたが、この機構的分散は、職員の眞剣な努力にもかかわらず、指揮系統および責任の所在の明確を欠き、行政の統一性確保の全きを期することができないうらみがあつた。また元來文化財保護行政は、文化の本質に関連するものであって、いかなる文化財を保護すべきか、またその保

護の優先順位をどう定めるかなどは、わが國民文化の特質とその

發展推移に適應して運営されなければならないが、それには、單に行政実務経験や政治的判断では期待できず、國民文化および世界文化を含めた意味における文化に関し高い識見を根柢として、常に生氣ある運用がなされなければならない。また、その時々政治勢力の変動に伴つて文化財保護行政の方針が浮動し、また、万一にも時の政治勢力に左右されて保護の対象が変るようなことがあれば、とてい文化財の保護は、その一貫性を保つことができないであらう。この実務偏重による運用の定型平板化と、政治勢力介入による行政の浮動低調化を避け、文化的に權威ある保護の万全を期するため、本法は、文化財保護委員会を設けることにしたのである。そして委員会が高い文化的識見に基づく良識ある総合判断により保護行政の円滑適切な運営を行い、その総括指揮下に配するに事務局を置き、その方針を実務的に具体化せしめ（法一六條—一九條）、また専門審議会を置いてそれぞれの部門の専門的、技術的知識を提供させる（法二一條）とともに、國立博物館を附屬させて文化財の企画性ある展覧を行い國民の文化的啓蒙に当らしめ（法二二條）、研究所によって有形、無形の文化財の調査研究を所掌させて行政運用に寄與させることとしているのである（法二三條）。

(二)この委員会の独立権限および使命にふさわしい委員を得るために、その任命は、上述のとおり文化に関し高い識見を有する者のうちから、兩議院の同意を経て文部大臣が行ふこととして、文部大臣の専決を避けるとともに、その他の任用上の資格要件を必要とせず、自由に適材を簡拔しうる建前とした。また、任期制度をとるとともに身分の保障を厚くしているのである（法九條—十一條）。服務

についても觀念上は常勤職であるが、特別職として、國家公務員法の適用を受けず、拘束時間の制約も、兼業の制限もなく、もっぱら委員の良識と責任に基づく服務を期待し、給與もわが國の代表的文化人を過するに相應の額を定めている（國家公務員法二條三項、特別職の給與に関する法律一條十四號の二・別表）。

この委員会の運用、したがってまた委員の人選いかんこそは、本法制定の目的および理想を達成できるかどうかの最もたいせつなキーポイントとなるであらう。

三 重要文化財の再検討および重点的保護

従前の國宝保存法による國宝は現在七千件に近く、重要美術品等の保存に関する法律による、いわゆる重要美術品も八千件をこしている。これらの物のうちには、今日から見れば、國宝としての価値の低いものもある由である。また、文化財の保護の見地のみからいえば、保護すべき文化財は少しでも多いことが望ましいが、しかし現在の國力を考慮するときは、おのずからこれに相應する限定もやむを得ないところである。従前の國宝保存についての欠点の一として、國宝指定件数が多きに過ぎ、したがってその保護がとかく總花的となつて徹底を欠くとともに、政府の指導監督も行き渡らなかつたことが識者によって指摘されている。本法制定に際しては、この過去の欠点を是正し、文化財の保存活用の効率化を図るために、本法制定を契機として、重要文化財につき改めて再鑑査を加えることを予定して立案されたのである。すなわち、従前の國宝は一應本法の重要文化的に切り替えるが、しかし本法施行後再鑑査を行い、嚴格にその文化財価値を検討し、その価値の低いものは指定を解除することにする（法附則一一五條）。また重要美術品については、重要美術品

の保存に関する法律を廃止し、こんど新たな認定は行わず、現在の認定物件は、本法施行後なるべくすみやかにその再鑑査を行い、本法の重要文化財に相当するものは厳選してこれに指定し、その他は全部認定の解除を行うこととした(法附則一六條)。さらに重点的保護を徹底させるため、上述のとおり國宝および重要文化財の二段階を設けることとし、新たに國宝に指定されたものは、眞に國民の宝として優先的に保護し、これに要する経費は、最重要施策として予算に計上し、絶対的にその保存の確保を期すべきことを本法は要請しているのである。したがって、本法による國宝には、現在の國宝のうち、ごく少数の、特に価値の高いもののみが厳選されることになるであらう。

史跡名勝天然記念物についても、同様の趣旨で、特別のものとい般のものと二段階が設けられたが、今後の運用についても重点保護主義が採られるであらう。

四 公益と私益の調整

(一)國宝その他の重要文化財が國民文化にとって貴重なものであることは上述のとおりであるが、それは同時に所有者にとっても一般財産とは異なる秘藏珍重の対象である場合が多い。あるいは、祖先傳來の家宝であったり、あるいは信仰の殿堂であり、対象であり、その他社寺にとり欠くことのできない宗教的意味を持つものでもある。このような特殊性があるがゆえに他の行政法令の場合と比較にならない微妙な公益と私益の対立矛盾を包蔵するのである。したがってもし、重要文化財の保存、活用について、所有者の立場を顧慮することなく、公共の福祉の名において強権を行使するとすれば、所有者は、堪え難い重圧をこうむることになるであらう。しかし、また

所有者の財産権を尊重するあまり、その保存をもつばら所有者の意思と能力にゆだねるならば、保存に熱意なき、または熱意はあっても能力のない所有者の場合は、再び得ることのできない重要文化財等がみす／＼滅失または損ずる結果となるであらう。以上の特殊事情を考慮し、本法では重要文化財の保護については、常に公益と私益の調整を念頭に置いて規定を整備した。すなわち、要約すれば、重要文化財の保存について所有者の責任および政府の干渉権を拡充強化するが、これと表裏して、國の財政的援助および財産権の保障を綿密に規定する配慮を怠らなかつた。そしてその両者を調和的に運用することが委員会に期待されているのであり、これに必要な財政的裏付けを不可欠の前提としているのである。

(二)右の國庫補助または國庫負担を行わなければならない場合は、ほとんど重要文化財の所有者に、修理またはこれに準ずる滅失、又はき損防止を行う経済的負担能力を欠く場合である。そして所有者にとつて由緒あるものであるだけに、その維持管理の負担に堪えぬにもかかわらず、これを手離すことも忍びなく、その破損して行くのを黙視しているというのが多くの事例である。このような場合重要文化財が私有物であるゆえをもつて所有者の責にのみ帰し、國が財政的援助に冷淡であるときは、重要文化財は腐朽滅失の外はないであらう。他の一般的補助等が、もしこれを行わないとしても現狀を維持するに止まるものであるのに対して、重要文化財の保存についてはよほど趣を異にし、補助をするか否かは重要文化財の死命を制するものである。重要文化財は、國民的財産であり、それは、國民文化的には価値ある生命をやどすものである。あたかも生活保護法において生活扶助や医療扶助を行い、親族にその生活の保障の

担がれないときは、國がその生存の保障を行うことが社会正義上是認されると同様に、この文化的生命を持つ、國民的財産たる重要文化財の生存の保障は、文化國家としてせむと行わねばならないこととでなければならない。それは、所有者個人のための補助ではなく、生命ある重要文化財それ自体に対する補助なのである。この重要文化財保護についての國の財政的援助の緊要性と特殊性をわれわれは深く認識する必要がある。

(三)以上述べたことは、程度の差こそあれ、史跡名勝天然記念物にも共通する問題である。

(四)この問題に関連して所有者の管理責任の重加に対応し、國による所有者負担軽減の一方途として重要文化財、史跡名勝天然記念物、無形文化財等に対し課税上の減免の特例を設けるべきであるといふことが各方面から強調され、立案過程においても文部委員会は、その具体化に最も腐心した。すなわち原案においては、次に掲げる諸税の非課税につき考慮されたのである。

(1)富裕税、(2)相続税、(3)相続登記に対する登録税、(4)管理、修理等についての補助金、(5)負担金、(6)出品給與金に対する所得税、(7)國、地方公共団体に重要文化財を賣り渡した場合の対價に対する所得税、(8)重要文化財および無形文化財公開の場合の入場料の免除、(9)重要文化財、史跡名勝等に指定された家屋およびその敷地たる土地に対する地租家屋税(固定資産税)

しかしながら、均衡財政を嚴格に要請される現在の國家財政事情は、これを許さず、右のうち次に掲げるもののみが非課税の取扱ひを受けることになり、または受ける可能性を見透されることになった。

(1)富裕税については、國宝その他の重要文化財、史跡名勝天然記念物、重要美術品は、総額百万円を限度として非課税となつた(附則一三〇條)。

(2)第七國會で審議未了となつた地方税法案の固定資産税において國宝その他の重要文化財、特別史跡その他の史跡、特別名勝その他の名勝および重要美術品たる家屋およびその敷地たる土地は、非課税として取り扱われることになる予定であつた。今後提案される地方税法においても同様の取扱ひを受けるであらう。

(3)右の外第七國會で成立した所得税法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第七十八号)の施行に伴い改正された同法施行令第九條の四で、國から受けた補助金で資本的支出にあてられるものは、所得金額から控除されることに規定されたので、上述の(4)に掲げた管理、修理等についての補助金、負担金で、相当規模の修理またはこれに準ずる滅失損等の防止の措置に充當されるものは、所得税を免除されることになるであらう。

年々収益の有無にかかわらず課税される、いわゆる財産課税たる富裕税および固定資産税、相当多額にわたる修理等のための補助金、負担金に対する所得税は、上述の免税措置等として掲げられたもののうち、所有者にとって最も影響の大きなものであり、その非課税は、所有者にとって相当の特典となるであらう。しかしこの外、一時的に多額の税負担が課せられ、ために先祖傳來の國宝その他の重要文化財を手離さなければならぬ事例もあるという相続税の免除、重要文化財または無形文化財の公開の場合、できるだけ低廉な入場料で廣く國民に鑑賞の機会を與えるための入場料の免除は、特に今後財政事情の許す限り、その実現を図ることが文化財保存、

活用上望ましい。

五 宗教法人の特別取扱の廃止

従前の國宝保存法では、社寺について一般個人所有者と異なる取扱を規定している。すなわち社寺がその所有する國宝を維持修理することができないとき、補助金を交付しうることにし、社寺以外の所有者は、特に必要のある場合に限って例外的に社寺に準じて補助することとしている（同法一四條）。その反面社寺のみは、所有國宝を処分し、担保に供することを禁止せられ、例外的に主務大臣の許可を受けて処分または担保提供を認められることになっている（同法一三條）。これは、一がいに従前の國と社寺の特殊關係に基く特別保護を意味するものとのみ解すべきでなく、國寶の現実の分布が社寺に多く、また貴重なものも社寺の所有に属するものが多い事実を前提としたものであると認められる。しかしながら政教分離を宣明し、宗教團體に対する特別の助成を禁止した憲法の趣旨に照らし、法律上社寺について差別的補助取扱を規定することは妥当でなく、また社寺なるがゆえにその所有國寶の処分禁止を規定することも憲法の平等の原則に合致しない。したがって、本法では社寺と個人所有者との間になんら差別を設けることなく、補助についても、保護の措置についても、一律に規定することになった。

また本法で所有者たる宗教法人に対し重要文化財等につき補助金を交付することは憲法第八十九條に触れることはないかの点が立案過程において問題となった。しかし憲法第八十九條は、宗教團體に対し、その團體の維持および宗教活動の助成を図るような意味の公金その他の公財産の供與を禁ずる趣旨であって、本法のごとく文化財の保護という、宗教とはせん／＼別個の目的のため、他の個人所

保護は國の事務であって地方公共團體の關與すべき限りでないというような見解を持つむきもあると聞いているが、これは大きな誤りといわなければならない（法一〇五條）。

(三)次に戦後國民の一部に文化財に対する監視無関心の傾向のあることは憂慮に堪えない。もしこのような傾向が一般化すれば、いかに政府が施策に腐心するとしても文化財の保存の全きを期することはできないであろうし、いかに所有者が文化財の公開活用に理解を持つとしても、安んじてこれを行うことができず、また行つたとしてもその効果は多きを期待できないであろう。これに反して一般國民の強い関心と協力があつて、文化財保存、活用の尊重が世論となれば、政府の施策もおのずから推進され、所有者もその責任と光榮の自覺を促されるであろう。そして文化財の保存修理は政府の援助のみに依存しつゝ、これを所有する誇りをわがものとし、その公開活用を拒んで独占の快をほし、ままにするような利己的所有者に対しては世論の公正な強い批判が加えられるようになれば、政府の強権発動をまつまでもなく、文化財の保存、活用は完遂されるであろう。本法は、一般國民の協力につき特に規定を設け、その心構えとして「政府および地方公共團體がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない」と明記した理由もここにある（法四條一項）。

審議立案の過程において、文化財保護基金制度の創設が識者によつて強調された。欧州先進國において現に存するものである。しかし、その基金が全額國庫支出によるというのであれば、年々所要予算を計上することとならば、ことに現在の財政事情の下においては、とうてい実現の見込みはない。（本法制定に當つて、遺

所有者と同等の立場における所有者としての社寺に補助するのであるから、なんら触れることはないという結論に達したのである。

六 國、地方公共團體、所有者および國民の協力

(一)文化財の保存、活用についての國および所有者の責任については上述したとおりであるが、さらに國および所有者の外、地方公共團體および一般國民の協力をまつて初めて本法所期の成果をあげるができるのである。

従前の國宝保存法のように、國寶を指定した後は、現状変更の制限、輸出の禁止をなすにとどまり、その常時の管理に深くタッチしない建前であれば、地方公共團體の協力をまつ必要はさほどでもないかも知れない。しかし本法は重要文化財や史跡名勝天然記念物の保存、活用について、はるかに徹底した指導監督を加え、助成援助を行うことを建前としているのであるから、地方公共團體の協力をまたねばとうていその目的を達することはできない。したがって本法では、地方公共團體の任務を明らかにし、また権限委任の規定を設け、その陣容および事務能力の充實を図り、なるべく廣く地方公共團體をして本法実施の責に任せしむることにして（法三條、九九條―百四條）。

また文化財の保存活用はひとり國の事務ではない。重要文化財や史跡名勝天然記念物は、その保存する地方の文化にこそ最も深いつながりを持つものである。したがって地元地方公共團體は單に委任事務を事務的に処理すること足るというのではなく、さらに積極的に、各種文化財の保存、活用に関する補助助成を自主的に行うことが望ましい。またそれは、地方文化の充實發展のため地方公共團體のなる当然の使命でなければならない。従前から、文化財の

憾ながら具体化する余地はなかった。この文化財保護基金こそは、一般國民の理解と協力の下に実現されるべきものであり、一般國民の意義あるき、出金を基本とし、これに政府の年々の予算支出を合せて初めて達成される。このような基金制度が國民の支持と協力の下に実現するようになれば、わが國は名実ともに一流の文化國家であるということができよう。

七、保護の態様

以上の構想を根柢とし、各種文化財にそれぞれ相應の指導および保護の措置が規定されているのであるが、與えられた紙数の關係上多くこれに触れる余裕を持たないのので、ここでは、きわめて簡単に各文化財ごとにその規定の要点を列挙するにとどめたい。

1、國宝および重要文化財

國宝その他の重要文化財の保護の持維は、保存と活用に区別される。(1)保存について

(1)従前の國宝保存法の規定とは同様の所有者の届出義務ならびに現状変更の制限および輸出の禁止を規定する外、所有者の國民的財産としての重要文化財の管理義務を明記し、これを前提として政府の管理方法の指示、管理または修理に関する命令・勧告・國寶の修理等の直接施行、実地調査の権限を新設し、また環境保全のための制限禁止および必要な施設命令権を加え、政府の公権力により國宝および重要文化財保存の万全を図りうる法的措置を拡充徹底させた（法三〇條―四五條）。

(2)右の命令、直接施行、実地調査等の強権力行使に當つては、事前に公開による聴聞を行い、また実施に當つても所有者の正当な意見は十分に尊重すべきことを明記し、財産権に対する慎重な配慮を拂つて過度の権限行使にわたらないよう努めることを委員会および

関係職員の重大な責任とした(法三九條二項、五五條二項、八五條)。

(3)所有者の負担の重加と表裏して、管理または修理について補助の道をはりき、また上述の管理または修理に関する命令、勧告または直接施行の強権を発動する場合は、所有者の管理義務履行の程度および経済的能力を考慮、しんしゃくし、管理または修理に要する経費の一部、事情によってはその全部を國庫が負担できることとし、た外、政府の修理等の直接施行、実地調査または環境保全の制限、命令によって生ずる損害は(政府の適法な行爲によって生ずる場合でも)これを補償することとして、所有者の負担軽減と財産権保障を図った(法三五條、三六條二項、三七條三項、四〇條、四一條、五五條三項)。

(四)活用について

活用の方法としては、従前の「出陳」に当る「出品」の外、所有者による公開の制度を設けた。また

(1)従前の國宝保存法においては、國宝の出陳命令権の規定を設けていたが、本法では一般の國宝および重要文化財の活用について命令を発することは、いささか所有者に酷となるので、また從來でも法規は別として實際の運用はほとんど所有者の了解に基く出陳であったのに鑑み、出品または公開の命令は、國の補助または國庫負担に係る國宝または重要文化財に対してのみ発しうることとし、その他の一般の國宝または重要文化財については、政府には出品または公開の勧告権または所有者の申しいでに基く承認権のみを付與し、主として所有者の自発的協力に期待することとした(法四八條、五一條)。

の保存に当るのに適當な者に対して補助金を交付し、またはその他適當な助成の措置を講ずることとしている。またこの助成を受ける無形文化財については、國の補助を受ける重要文化財と同様の建前で公開の制度を設けている(法六七條)。

本年度は、さし当り予算の措置が講じてないので本法施行後たちちにこの助成が行われるという訳には行かないかも知れないが、今後たとえ文樂等のごときすぐれた古典藝術で衰亡の徴のあるものに對しては本法により適當な助成の道が講ぜられることになるのである。

IV、埋藏文化財……最近古墳その他の遺跡に埋藏されている考古資料その他の文化財の乱掘が行われる傾向があるのにかんがみこれを保護するとともに、従前遺失物法第十三條のみによって規定され、あいまいの点多かった発掘後の埋藏文化財の帰属および処理について規定整備を行っている。すなわち、

(1)史跡の指定された土地以外の土地で埋藏文化財を発掘するには、委員会に二十日前までに届け出なければならぬ。埋藏文化財の保護上特に必要があるときは、委員会はその発掘の禁止、停止または中止を命ずることができる(法五七條)。史跡を除いたのは、史跡の発掘は当然現状の変更として許可を要するからである。

(2)委員会は重要な埋藏文化財については、自らその発掘の施行をすることが出来る(法五八條)。

(3)一般國民の発掘した埋藏文化財で所有者の判明しないものは、従前どおり所轄警察署長を通じ委員会に提出され、國庫に帰属する。発見者および発見された土地の所有者には、その價額に相当する報償金を支給する(法五九—六三條)。

(2)他面、出品については、従前どおりこれに要する経費は、國庫の負担とし、出品に対してはその代償として給與金を給することとする。また、公開の場合はこれに要する経費の全部または一部を國庫の負担としうる道をはりた。いずれの場合においても、所有者の責に帰することのできない事由によって生じた損害を補償することとした(法五〇條、五一條六項・七項、五二條)。

(3)右の外重要文化財の有償譲渡をしようとする所有者の國に對する優先賣渡申出の義務(この場合國は所有者の申出價額によつてのみ買取りの可否を決定することになっている)(法四六條)、所有者以外の者の行つ重要文化財の公開の許可制(法五二條)等の規定を設けている。

II、特別史跡名勝天然記念物および史跡名勝天然記念物……國宝

および重要文化財とはば同様の指導および保護を規定している。ただし、公開に関する規定は設けられていない。また従前と同様都道府縣教育委員会による仮指定の制度を存置したが、これに對しては文化財保護委員会の解除権を認め、その乱用を防ぐこととしている(法七〇法、七一條)。重要文化財の管理は、すべての所有者の義務として、史跡名勝天然記念物の場合はこれに指定されたものが、たとえ無主物であるとか多数の所有者に属しているとか所有者に管理の義務を課することの適當でない事情にあるものが多いので、その管理は、市町村または都道府縣その他適當な保護團體の責任とすることを原則とし、重要文化財と同様の立場にある所有者に對してのみ管理義務を課することとしている(法七二條—七四條)。

III、無形文化財……無形文化財のうち特に價値の高いもので國が保護しなければ衰亡するおそれがあるものについて、委員会は、そ

(1)委員会は、この報償金に代え現物を発見者等に譲與することもできる。また、埋藏文化財の保存のためまたはその効用から見て、國が保有するよりも地方公共團體に保有されることが適當であるときは、これに對し無償で譲與し、または時價よりも低い對價で譲り渡すことができる(法六四條)。

(2)國に帰属した埋藏文化財は、すべて一應委員會の管理に属するが、その保存のためまたはその効用から見て最も適當な大学その他の機關に管理を移さなければならない(法九七條)。

以上の要領によつて、埋藏文化財の乱掘からの防止およびその文化財活用の万全を期することとなつたのである。

八、結論

以上で文化財保護法の構想および要点をきわめて大まかに述べたのであるが、結論として、わたくしは、今後の文化財保護法が所期の目的を達成しうるか否かは、第一に、委員會の委員に適材をうるかどうか、第二に、本法実施に必要な予算の裏付けが実現できるかどうか、第三に、文化財所有者の自覚いかに、そして第四には地方公共團體および國民一般の協力程度いかににかかっていると思う。わたくしは、文化財保護法の施行と政府國民一致の努力によつて今日の文化財保護上の憂慮すべき危機を脱却し、世界においてまれに見る多くの古文化財が傳承せられ、外國から東洋の大博物館と称賛されているわが國の恵まれた文化的環境を長く保持し、いよいよこれに生彩を添え、新たな國民文化の創造発展の氣運を高揚するにいたることを切望してやまない。(參議院法制局第二部長)

文化財保護法私見

甘藤島玄治郎



文化財保護法が今般無事國會を通過したことは、いやしくも文化に関心も持つ人になら、これによって日本文化財の將來が政治的に決定されるだけに、異常な関心をもって迎えたに相違ない。私もその一人であるが、とかく物の成立の蔭には、それに対して一党一派にかたよらず、行政經濟に支配されぬ絶對的な立場からの嚴正な批判が必要である。それが單に一學究に過ぎぬ私があえて向う見ずの私見を加えようとするゆえんである。

本法を發布するにいたつた理由がその末尾に記すごとく「文化財の保存に関する現下のうれうべき状況にかんがみ、政府及び國民一致の努力によるその保護を確實にし、もつて國民文化の保持に遺憾なきを期するため、文化財の保存に関する行政機構の強化と法規の整備を図る必要がある」からであるが、その動機は文化國家としての日本再建の手段として急に取上げようとしたことと、加え

て法隆寺金堂火災を機としたごろゝたる世論にあるといわれてもしかたあるまい。貧乏な國のことであるから、金のかゝる文化政策のごときが從來等閑視されていたのもやむを得なかつたといえまい。しかし從來の文化法であつた國宝保存法、史蹟名勝天然紀念物保存法の類はすべて學者その他の民間文化人の首唱によつて始めて國が取り上げたに過ぎず、それかあらぬかこれらに対する國の施法も形式的で、少額の國庫支出でお座なりの仕事を行い、しかもきわめて官僚的であつたとの非難が多かつたのを否定すべくもあるまい。今度も動機は他にあつたが、しかし民主國家の行き方として國民の間の声として國會から議案が作製提出せられ、それが國法として運用される將來を持つことになつたのは従前に比しての大きな進歩であり、従前の欠陥を十分に補つて健全な發展をするであらうことを期待してまず祝意を表したのである。

しかし万ここの祝意、というまでにはなお、へだたりがあるのが遺憾である。なんとすれば立法に際し、いくら國民の代表の集りだからといって、院内の一部の人のみで作製され、法の内容に最も關心を拂っており、かつ、法の対象に対して最も専門的な知識を持つ學者その他の文化人にも、また対象物の所有者であり、また法の協力者である一般人の世論をも廣く積極的に求めたらしめないからである。そのようなことをしては議論百出でまともりようがないといわれるかも知れないが、すくなくも一應は廣く意見を求めるべきではなかつたらうか。もつとも國會に上程の直前、私は長滝武氏とともに參考人として文部委員会で意見を求められた。しかし議案はすくなくも私には当日手交されたので通読する暇もなく、即席では意

見も出ないのが當然であらう。したがつて感想としていさゝか述べさせてもらったが、これはいぶん乱暴だと思つた。しかも、參考人としてわずか二人の意見を徴しただけで、民意も十分徴したことにして、それによつておそらく当事者が改めて議案を練り直す暇もなく、國會に提出されたことであらうことを思えば、國會というものはずいぶん形式的なものだなど、始めてこのように席に臨んだ私は感歎これ久しうしたことである。もし當局がこの欠陥を認められたなら、今後といえども各方面から起るであらう法の批判には十分耳を傾けられ、改むべきは改めて行かれんことを望むのである。

二

保護の対象が從來の國宝その他のような狭い範囲のみであつたのを拡大して、文化財全般にわたらせようとした精神は本法の特色の一つとして、日ごろそれを主張していた私の大いに共鳴するところである。實際名前は國宝であらうが文化財であらうがどうでもよいが、たとえば國宝や重要美術品の範囲内で扱つたものが建造物・絵画・彫刻・工藝・刀劍・文書・典籍に限られていたのは、私には納得がいかなかつた。このような空間藝術と史料の他に時間藝術たる音楽・舞踊・演劇の類、たとえば雅樂・能樂・人形芝居・歌舞伎の類が取り上げられないのが不可解であつたし、民謡・民俗品や、民家、古制のままの部落の一部までがなんらかの名称の下に保護されなければ、これらは急速に消滅するのほかない運命にあると氣づかつていた。それを本法では考古資料や工藝技術等をまで含めて扱うことになつたのは、わが意を得た次第である。

さらに本法では、史跡・名勝・天然記念物をも対象としたが、史

跡・名勝については異議がない。しかし天然記念物をまで本法に含ませたところに一應の考慮を要するのではあるまいか。なんとすれば文化財というからには、それには飽くまで人為的要素があるべきであつて、これと対比してぜん／＼別箇のものたる天然の要素に属する天然記念物は文化財たり得ないからである。これも従來の法律の行きがかゝり上やむを得ぬ処置であらうが、文化財という純理からはどうもふに落ちぬところがある。

誤解されたくないのは、さういつたからといって私が天然記念物の保存を輕視するのではないことである。それどころかその保存に大きな関心を持つてゐる。文化財と銘打ったから困るというのであつて、私の眞意はそれどころが他の適當な名を冠した保存法をもつて、人為・自然の両記念物の保存を総合的にしてもらいたいのである。この論法からいへば國立公園法も当然、この内にはいるのである。今でこそ國立公園の意義はいさゝか多岐にわたつたが、アメリカでの当初の目的は純天然景觀が人為によつて乱されることから防ぐことにあつた。そしてその目的は今でも嚴守してゐる。この意味から天然記念物との関連性は濃厚である。だから天然記念物の保存を國立公園のほうに合わせるのなら合理的でもあり、便利でもあるが、それを切り離して文化財保存に合わせようとする点にどうして不合理を感じるのである。それよりもこれらすべてを一つにして保存利用の途に行くこと、現行アメリカの法のごとくにすることを理想とする。日本現下の状態としては、これは実現に遠いであらうが、いつかは実現の時があることを切に望むものである。

このことは法の運用機構から見てもよいように思われる。本法の

運用機関たる委員会は文部省の外局となることとなつたが、名勝の一部と天然記念物が対象の性質上、國立公園に密接な關係を持つばかりでない。有形無形の文化財すら國立公園内にあるものは、關係が深い。しかるに國立公園法は厚生省扱いであるから両省によほど十分な連絡がない限り保存利用に支障をきたしやうい。万一うわさせられてゐるやうに文部厚生両省が合体して文化省となるならば、なおさら文化財と國立公園との合体した文化省が望ましいのではないかと考へる。

三

法の運営が五名の委員からなる文化財保存委員会によることとなつたのは、從來とかく國の独善的官僚政策によつた欠陥を除きうることにして結構である。そして法の強化のために委員の地位は高く、委員間の互選による委員長が大臣級であるのも望ましい。たゞ問題となるのは委員の素質である。なぜならそのいかにがたゞちに日本文化財の保護政策に重大な影響を與えるからである。委員の任命は「文化に關し高い識見を有する者のうちから兩議院の同意を経て」文部大臣が任命する由であるが、その原選をだれがするのにか。ここに既に委員の素質が決定的になる。要するに質の良否は「高い識見」がいかなる程度にあるかである。文化に關し最も熱心な關心を持ち、最も良心的で実行力に富んだ人でなければならぬはずであり、それにはもとより官民のいづれをも、地位のいかなをも、職業のいかなをも問うべきでないが、一部の人のより原選せられる場合、これだけの廣い幅の中から、ほんとうの人の眞に選び出されてくれるであらうか。ことに私の恐れるのは、ややもすれば政党的な色

彩に染められ、文化事業が「一党一派の政治的な材料とされがちになることである。文化事業は學術や藝術とともに國境や民族を越えることを理想とする。まして政党の利用材となるごときことは断じて許されるべきでない。これを考慮して本法では「三人以上が同一政党に属する者となることとなつてはならない」とし、任期も三年とするなど、予防線を張つてはいるが、いづれにしろ政党人がこの運用に政党色を濃厚に入れず、あくまで文化保存という政党を越えた聖職にある心構えで當るものでなければ、いづれ文化保存は政治の犠牲になりがちとなるのであらう。

したがって政党色の濃厚な議員らの間から委員の大半が決定されようという世間のとりざたが當らなければよいがと考へてゐる。そのような純政治家ないしは議員たちだけでなく、五人の委員ならその中の二三人は政党色の薄い學者と文化人によつて占められることを理想とする。保存の対象が藝術・技術・科学等學術的なものである以上、それらに對し深い造詣のある學者や一般文化人の、政党を離れた眞実の心が文化財をよく理解し、よい施策を與えるであらう。そのために専門審議会があるというごとき弁解は成り立たない。委員会なればこそ専門學者や一般文化人によりやく専門審議会で口がきけるという程度な圧迫をやめて、委員にも委員長にも進んで任せしめるほどでなければならぬ。すくなくとも政党人委員でも、これほどに深い理解と經驗を文化財に對して持つ人でなければ委員になつてもいたくないと思う。現在の諸官僚のごとく、その地位に着けば始めてその管下にある仕事の性質をにわか勉強してあつたばれその道の通人であるやうな顔をする、付け焼刃的なことはや

めてもらいたいのである。わが國の官界は、とかくそれであるから仕事に熱がなく、形式的であり、また無責任に流れ勝ちとなるのである。

委員会には事務局を置き、その内部組織として総務部と保存部が置かれるが、前者は現在の文部省社会教育局文化財保存課が、後者は博物館修理保存課や調査課が、それぞれ拡大強化されたやうなもので落ち付くのであらうから、それ自体にはそれほど新味はない。學者であり技術家でもある私として特に関心の深いのは、もとより保存部である。

さらに委員会の付屬機關として、現行の文部大臣諮問機關たる國宝保存会や史跡名勝天然記念物保存会などの総合的再出発の觀のある文化財専門審議会、それに國立博物館と、現在の國立博物館付屬の美術研究所を独立させた文化財研究所が置かれるが、これらもこのようにすべて現行機關の模様がえの觀があつて、根本的に考へ直したものと受け取れない。しかし専門審議会が委員会の諮問に應じ、専門のおよび技術的な事項の調査と審議をなすほか、委員会に建議することもできることにおいて、單なる諮問機關の範圍を越えたものとして、私の歓迎するところである。

これに反して現在専門的・技術的な調査や実施に監督機關を兼ねてゐた國立博物館が本來の姿にもどつて有形文化財の収集・保管・展示等の事業機關となるのは当然である。また文化財の研究・調査等を行うために文化財研究所を置くこともきわめて望ましい。保存事業の學術的基礎を定めるに不可欠の機關であるからである。これらの付屬機關では文化財が多岐にわたるのに應じてきわめて

多くの専門的な知識人を集めなければならぬ。ことに自然科学的な分野がはいつてくる以上、今までに見えない自然科学者も多くはいり、内容は、はなはだ複雑化する。これをいかに配備し、各文化財の面が公平な発達を遂げるようにならうかは、一に今後の当局の手腕にまつほかないが、またこれらの人々が会議その他にこたわらず、総合的な円滑を期するために持つべき心構えがたいせつである。

四

本法により委員会是有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定し、そのうち「世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいがない國民の宝たるもの」を國宝に指定することができる。そして現在の國宝はそのまま重要文化財となることになっている。同時に現在の重要美術品は当分の間なおその効力を有することになっているが、当分の間とはいつまでをいうか、ずいぶんあいまいなことばである。おそらくその中から重要文化財たりうるものを指定し終るまでということであろうが、指定しもれたものを失効後はいかに処置しようとするのか、何もいっていない。少なくとも重要美術品と國家が認めたものなら放置すべきほど無価値なものはないはずのものをその後は國家が振り捨ててしまふのではあまり無責任ではあるまいか。府縣その他諸團體の手に任せるのかもしれないが、それならそれなりになんとか明記しない限り不安心きわまると思う。

それかといつて現在の國宝をそのまま重要文化財に名義替へするのもあまりに安易すぎると思う。なぜならば國宝指定は明治三十年指定開始以來年々その標準が常に變動し、時には嚴格に過ぎ、時に

保存委員会に付屬する一環の調査機構にまで地位を高め、調査を積極化しなければならぬ。そして指定にはその意見をも十分に聞き、特に地方的特徴をも價值対象とし、もつて指定物件の中央文化的なものに偏し勝ちなことを避ける手段とすべきである。これら地方機構との関連性が重要文化財に対しても明確に法文に記されていたならどのくらいよかつたかと考えざるを得ない。

これに関連する今一つの希望は指定にもれた指定候補の処置である。これらは、おおかた無価値のものでなく、たゞ指定の標準に達しなかつただけで、あくまで保存利用のみに出るのを至当とするものである。たゞ國が保存利用をしないだけである。したがってこれを程度に應じて府縣町村の指定物件とさせ、それら地方團體が永久保存のみを構するように國が指導するのが親切であり、必要なことである。さうでなければあるいは粗末に扱われて破壊され、または失われるべである。これらの処置に関することとせひ法文化して置きたかつたと思う。

五

指定物件の保護と利用に関し先立つものは金である。法文に現われた面だけを見ても、重要文化財の管理と修理に対する補助費、特に國宝修理に要する全額國庫費用、史跡名勝天然記念物の複旧補助費、無形文化財への補助金と資材等、國庫の支出は現在以上多額に上る。加えて事業遂行のために要する職員数の多いことは予想せられなければならない。同時に本法のように保存対象が廣範圍にわたつた以上、從來の國宝その他のために要した人員数ははるかに超えなければ、おそらく本法の目的は達せられないであろう。要するに

は寛大に失したうらみがある。これはあなたがちに保存委員の見識の結果ではなく、時の狀勢に應じた処置であつたのであるが、今にしてみれば、どうかと思うものもなくもない。いつかは再せん議の要があつた。それには今度の切りかえ時期がこれを断行する唯一の機会とせられる。ゆえにここに提案したいのはこの際從來の國宝のみならず、重要美術品をも一律に重要文化財に仮指定し、できるだけ早くこれらを再審査して一貫した標準の下に正式の重要文化財を決定することである。重美をも仮指定する理由は特に近年當然國宝でもよいものを取扱いの便宜上重美に指定したものがあるので、この中から重要文化財に本指定する價值のものが相当見いだされるであろうからである。

なお新しい國宝と同様な立場から史跡名勝天然記念物中から特別史跡名勝天然記念物を選び指定するという。これもけっこうであるが、しかし無形文化財では特に價值の高いものに特別の指定がなされない。しかしこれにも漸次指定が増すにつれ特別指定を必要とするようになるかもしれないと思う。

指定候補を全国的に徴すべきはもとよりであるが、そのための調査は從來よりもはるかに活発に行ひ、かつてあつたように聞き込みでようやくしがし当てるなどのことがないようになりたい。それには各地方の人々による調査等を十分参照しなければならぬ。地方的調査としては各府縣の文化財保存委員の多年にわたるものがあり、それぞれ報告書を出し、ときには府縣の指定を施しているが、これらの調査委員の運営も強化し、ことに調査に從來不足していた從來の國宝關係や無形文化財關係の専門家を充実して、中央の文化財

本法が成功して、あつた文化國の実をあげようかどうかを決するかぎは金と人である。それが、急激に増大することを予測して確固たる成算の下にこの法律を制定したのであるうか。おそらくは否である。しかし、それでも政府に文化財保存に対する十分の理解と熱意があれば可能と信ずるがゆえに、本法が發布された以上、政府は形式的でなしに、實際本腰になつてもらいたいのである。

しかし残念なことにはとかく日本政府にありがちの形式主義は本法にも見られる。それは本法の進歩的特徴の一である無形文化財に関する條文がわずかに二條に過ぎないことで、いかにお座なりであるかがわかるでないか。しかも無形文化財は指定して積極的に保存するのでなく、わずかに「保存に当てることを適当と認める者に対し」助成するのみであり、また公開を命じ、それに國庫費用をわかとうとするだけであつてみればたよりないものである。これだけでも藝能人たちはありがたいことだといつてゐるそうであるが、そのような程度で保存の實に期せられようか。本腰になるならば、政府は價值の高い藝能人と、これにあわせて有形文化財に関する特殊技能者（日本古來の建築・工藝等の技術の所有者）の生活を保証し、技藝をみがくだけの補助を與え、國立劇場を建設し、免稅するのが当然だと思ふ。なお、特殊技能者に対しては、かつて美術院を奈良に置いて彫刻修理に当らせたように、技藝院のごときを設置して、技藝人をして修理の際にはこれに當らせ、そのない時には技術の鍊ま研究に當らすべきで、その点から委員會の付属機關としていろいろ並べたものの次に「技藝院」の三字を入れるべきであつたと思ふ。

端的にいうなら豊富な予算は人員をも質・量ともに向上させる。現在の文部省ならびに地方廳における文化財關係官吏がわずかな人員と乏しいほう給で東走西奔しているありさまでは、台帳すら完全になし難いのも無理ではない。そのようであればこそ、こゝに人員の充実と、あわせて技藝院の設置とを要望する次第である。

文化財保存の具体的な対策として、委員会が専門審議会に諮問する事項の中に、文化財の管理・修理ならびに環境保全のためにする行為の制限・禁止および必要な施設の命令等があげられている。これでは保存策の大綱が張られたと認める。この中には警備・防災等に關する諸機構はもちろんはいっていると思うが、かつての國宝等の扱いにおいて修理第一主義であつたのを改めて、修理と同格の地位に管理機構や防災・環境整備に意を用いるようせられた。これらが充実していたなら、おそらく法隆寺昨年の不幸も、その他にもしきりに起つた國宝の滅失も無かつたであらうことを考えるにつけても、このことについて十分の御考慮が願わしい。なお保存施策の中には記文・写真・実測図・撮影等による台帳の作製・模写、時には映画等あらゆる方法があるゆえに、これらをも常住の事業として絶えぬ努力が要望せられる。

こうなれば國家の予算はいよいよ増大する。はたして國庫はこれらに堪え得ようか。悲觀的である。その時はどうするか。ここに社會の関心を喚起したい。社會が文化財の保存を單に政府と所有者との間で解決するものとして傍觀し、または批評ばかりを加えていたが、そのような惡習をすてさて、ともに保存に直接的な努力を惜しまなくなつてこそ、眞の民主的な文化保存となる。個人、團體を問

これに対して罰則は最初の案に比しかなり緩和されたものの、なお相当廣範圍にわたりきびしいものがある。しかし重要文化財等の重要性から見れば、これでは輕すぎるとの意見もある。特に委員會の許可なしに輸出したり、隠したりした者に対する刑罰のごときはもつとはるかに重くしてよからう。これほどの計画的惡行爲をしようほどの者なら、わずか十万円以下の罰金などはものの数でないからである。

要するに免稅と罰則とのかね合ひは文化財の所有者の心理に影響するところがなほ大きい。したがつて法の精神からいへば免稅・罰則ともに合理的に大きいほうが効果的である。しかるに本法で免稅しても新制定の富裕税で多大な額を年々取られたり、わずかな管理上の失敗で罪人となるような不合理な法があるのなら、その指定を忌避したり、管理者たることを好まぬような行爲が出てやむを得ぬであらう。

七

文化財は保存のみに努めて活用しなければその意義は薄い。本法も明らかに活用を目的とすべくうたいながら、活用に関する積極的な條文としては有形文化財の出品と無形文化財の公開以外にないのではなお飽き足らぬ思いがある。これらを國民教育資料や観光資料として活用することについての積極的な具体策を示すべきでなかつたらうか。第一何ゆゑに國立博物館を東京都に置き、それに奈良分館を置くというように法文の上に明記したか、私は理解に苦しむ。これでは國立博物館のそれ以上の發展を阻害するにひとしいではないか。國立博物館はこれだけでは足りない。京都を始め各地

わず、奈良縣で行つたような國宝室くじ、その他方法のいかんを問はず、たとえわずかでも金を寄付すれば、集れば大となる。要するに政府の自覺とともに社會全般の教育が徹底せぬ限り、いかに物々しい法律ができたとして、それは空文にひとしい。さればといつて社會の自覺的協力を本法でうたつた程度ではいつになつたらその時がくるともわからないから、この際思い切つてそのような協力行爲を実現させるような法文を添えるか、または別にそのような法律を作るとよいと思う。とにかく現在はずが奈良縣と京都府がその線に沿いかなり活動しているが、これを早く廣く全國の運動としなければ、文化財等を所持する社寺等の現下の窮狀では維持すら困難になるかも知れないことを恐れるのである。

六

文化財保存の一策として所有者に対し特權を與えることは有効であるが、その重要なものに非課税がある。本法では上程前の案によれば第八十四條と第八十五條にこれを扱っていたが、それは出品した所有者に対する給與金、文化財発見者等に対する報償金、國または地方公共團體に譲り渡した場合における對價等に所得税または法人税を課さないとか、相続税を免ぜられるとか、ある場合に地方税を課さないとかであつて、総合してみれば免稅点はかなり廣範圍のようであつた。しかし國會通過の成案は、免稅するということは換言すれば間接に補助金を與えることにひとしいからとてこの二條をけつたとか聞く。もしそうならば、結果においては大きな差がないようなものの、文化の奨励保存のためのせ。かくの明文化が失われ、本法の特色の一つが消えたやうで残念に思われる。

に置かれるのが當然である。その上に府縣町村立の博物館や社寺や個人の博物館の設置をすすめるような條文を、施行細則にでも入れられんことを希望する。博物館が一國の文化の尺度となるのに日本の現状のごときは実に恥かしいからである。

指定物件のいずれもが観光資源として大きく上がることに對しても、なんら画策するところのないのが不審である。これにつけても、やがて生れるであらう観光廳との緊密な連絡の可能なような処置を細則等で講ぜられたらと愚考する次第である。

本法の制定に際し、批評やら、希望やらをかつてに申し立てること以上のようであるが、通読して、あるいはふろしきをひろげ過ぎた点もあり、夢のような事柄もあつたらう。それを自覺しないわけでないが、學者としての絶對的な信念からそれらを記さぬわけにいかないものである。本法ですら他の政府の諸事業との間の均衡がとれぬとか、現在としては、まだ早や過ぎる点があるとかの批評も一部にあるとか聞くが、私としては日本が文化國家たらんとする以上、困難をおしてもこれぐらいのことはしなければならぬと信ずるゆゑに、本法の内容をもつてしてもなほ足らずとせぬわけにいかないものである。施政者がその意とするところをくんで現実に調和させ一つでもできるだけその実現が図られるよう、適当に処置されたら、私の幸福とするところである。

(東大教授、工学博士)

〈写真眞は國宝釈迦誕生像〉—奈良恆眞寺—

文化財 保存行政の沿革

典正元坂・賢貞井武

このたび文化財政保護法が成立した機に、わが國の文化財政保存行政の沿革とを、行政機構の變遷を中心のべてみよう。

明治維新後、政府が文化財保護にのり出したのは、廢佛棄釈のあらしもようやくおさまりかけた明治四年（一八七一）五月の大政官布告にはじまっている。この布告は、古器旧物類の保存のため、官廳を通じて目錄などを差し出すべしという程度のものであるが、これが契機となって以後二十年ばかりの間は主として博物館、博覽会というような面が政府の手で經營されていった。明治十五年になると古社寺保存金の交付が内務省の手で始められている。京都府下では談鞍馬寺・法觀寺・天龍寺、奈良縣下では談

山神社・興福寺・室生寺・岡寺・文珠院の名が見えており、そのうちとくに談山神社・法隆寺に対してはその年最高二千円の保存金を交付している。この前後宮内省から保存金としてあるいは保存奨励金としていくらかの額が交付されており、東大寺の例などは注目すべきものである。これらの保存金は建造物、宝物類の維持のみならず、社寺の經營維持のための保存金でもあったものもある。直接に、建造物・宝物類のための保存行政が強調されたのは明治二十一年（一八八八）九月に臨時全國宝物取調局が宮内省に設けられたことに始まる。

明治二十九年（一八九六）五月内務省に古社寺保存金が設けられ、翌年六月古社寺保存法（明治三十年六月五日）が制定された。この法律による一回の指定は同年十二月で、特別保護建造物四十四件（その中に法隆寺金堂が入っている）宝物の方は百五十五件が指定されている。同年十月、宮内省では宝物取調局を廢止し、その事務は帝室博物館が引きつぎ、博物館内に宝物取調部において調査未了の事務を處理し、かたわら宝物鑑定事務を繼續したが、明治三十三年（一九〇〇）六月、官制の改革と

ともにこの事務は廢止された。古社寺保存法による古社寺保存の事務は内務大臣の所管下に社寺局の所掌するところとなっていたが、同三十三年（一九〇〇）社寺局が神社・宗教の両局にわかれる際、宗教局に属することとなった。大正二年（一九一三）六月宗教局の事務が文部大臣の所管に移されることになり、古社寺保存の事務も文部省宗教局第二課の分掌するところとなったが、この第二課は關東大震災の翌年すなわち大正十三年に古社寺保存課と改められることになった。

一方、大正八年（一九一九）四月あらたに史蹟名勝天然紀念物法（大正八年四月十日）が制定され、これが内務大臣の所管となり、内務省の大臣官房地理課の所掌する処となったが、本來史蹟は本邦における歴史的事實の証徴であつて、その保存の精神は、特別保護建造物ならびに國宝保存の精神とことなることなく、その上、両者はしばしば交錯して多数存在している。すなわち特別保護建造物の存する境内地が一方においては史蹟として指定されるがごとく、又はすでに史蹟として指定されている地域内の社寺の建造物を特別保護建造物に指定

するがごときはその一例であり、また名勝および天然紀念物にいたっては、一はわが國特有の天然美的價值を有し、一は世界稀有の學術的價值を有するため、特に保護保存の目的となるものであるから、それ以外の藝術ないし學術に關するいさゝの事項を所管する文部省にうつして、その保存事業を行うのは當然の事であり、かつ事務の進捗上、經費の節約上便益する処が多であるとの當時の理由で、その掌っていた史蹟名勝天然紀念物の保存の事務は同年十二月一日文部省に移管されて、宗教局古社寺保存課がこれを引きつぐこととなり、ついで從來の古社寺保存課を保存課と改めることとなったのである。同年史蹟名勝天然紀念物保存法の改正があったのに呼應して、古社寺保存法も個人有文化財の保護に手を

加けるため、この法律を廢止して、新たに昭和四年（一九二九）三月制定されたのが國宝保存法（昭和四年三月二十八日）である。この法律の施行によって、從來特別保護建造物とよばれていた建築物は宝物類とともに一律に國宝とよばれるようになった。つづいて文化財の海外輸出を制限するため、昭和八年（一九三三）四月、重要美術品等の保

存に關する法律（昭和八年四月一日）が成立し、前記保存課の所掌事務に附け加えられたのである。

太平洋戦争がはじまり戦時体制強化がさげられるにおよんで、昭和十七年（一九四二）十一月行政簡素化の名のもとに宗教局は教化局と改められ、保存事務の所掌課は他の所掌事務とを加えて総務課とよばれるようになり、さらに十八年（一九四三）十一月教育局文化課から、ついで十九年（一九四四）課名を教化課と改められ、文化財保護の事務はその一部にすぎないものとなって終戦を迎えたのであった。

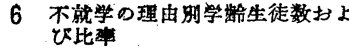
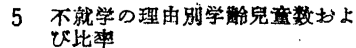
終戦後、昭和二十年（一九四五）十月新たな行政機構改革によって、社会教育局文化課の一擧となつたが、昭和二十二年（一九四七）五月、新憲法の発布とともに從來の帝室博物館は文部大臣の所管となり、國立博物館と改められるにいたつて、國宝および重要美術品の調査關係の職員は國立博物館に移され、あらたに博物館機構が改められて、館内に調査課、保存修理課が設けられて今日におよんだのである。

たゞし、國宝および重要美術品に關する保存行政事務の主体は史蹟名勝天然紀念物

の保存事務とともに依然として文部省でやられていたが、行政機構改革にとともに、昨年（一九四九）五月三十一日文化財保存課として保存に關する一課が誕生するにいたつた。こゝ十年間の變遷の様は世相ともなまことにばげしいものがある。

このたび文化財の保存に關する行政機構の強化と法規の整備をはかる必要から文化財保護法が制定せられるに當つて、保存行政の統合が行われるのであるが、文部省の外局として文化財保護委員會の組織の下に再出発することは、まったく新しいゆき方であつて、國立博物館に移管された國宝重要美術品等の調査、保存修理事務が委員會事務局の所管となり、統合されることは以前の保存課から保存局に飛躍する感じがしないこともないが、あらたに法律により無形文化財や、埋藏文化財の保護行政が加えられたことは特に注意すべきことで、將來文化財保護行政の拡張發展を約束したものとえよう。（武井氏……文部事務官、坂元氏……文部技官）

1 未修了学年別不就学学齡兒童比率 (總数40,778人)	2 不就学学齡兒童比率	3 未修了学年別不就学学齡生徒比率 (總数47,555人)	4 不就学学齡生徒比率
100%	100%	100%	100%
90%	90%	90%	90%
80%	80%	80%	80%
70%	70%	70%	70%
60%	60%	60%	60%
50%	50%	50%	50%
40%	40%	40%	40%
30%	30%	30%	30%
20%	20%	20%	20%
10%	10%	10%	10%
0%	0%	0%	0%



されることとなりました。
○関係方面の権威ある論稿をいただくことができたことを感謝しております。

発行所 東京都中央区銀座西7の1 **帝國地方行政学会**
(購読申込所) 電話銀座(57)660-663 振替口座東京13番

國立學校長・所轄
機關長
// //